

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年1月12日	
契 約 件 名	LHC高輝度化アップグレード用超伝導磁石6号機用コイル部品及び磁石部品 一式	
契 約 金 額	106,700,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (株)日立製作所	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第五係 Tel 029-864-5148	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号 政府調達事務取扱規則第11条第3号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	<p>本機構はCERNとの国際研究協力の枠組みのもとビーム分離用大口径超伝導双極磁石(D1磁石)を開発している。CERNとの合意では、実証機1台と実機6台の合計7台のD1磁石を本機構が製造することになっている。</p> <p>本件は、D1磁石6号機用コイル部品及び磁石部品の製造に関するものである。</p>	
随意契約の理由	<p>D1磁石には、単体での磁場精度が0.01%以下という極めて高い精度が要求される。また同時に、CERNより実機磁石6台は全て同等の磁場特性を示すことが求められる。これらの仕様を満たすには、磁石6台全ての製造の際に、同一の治工具を用いることが最低限必要となる。もし仮に、実機1~5号機とは異なる治工具で6号機を製造した場合は、磁場特性が大きく異なることから、CERNから受け入れを拒否されてしまう。</p> <p>以上から、本件の製造においても、既に先行する5台の磁石システム製造を担当している(株)日立製作所を選定するものである。</p>	